

◆ 1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行 ◆

関西労災職業病 2月号

(通巻第94号)

関西労働者安全センター 1982.2.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



- **主張** 第2回総会を成功させよう!1
- **シリーズ** 職場の安全衛生を考える(第7回)3
☆林兼産業
- 3.8岩佐訴訟第4回法廷せまる6
- 前線から(ニュース)7
- 健診部だより12
- 闘いの中から13
- ☆日本放送労働組合関西支部
- 針灸治療費制限闘争17

■ 1月の新聞記事から/12

■ 年末カンパのお礼/16

職場・地域にいのちの砦を！！

第二回総会を成功させよう

来る三月二〇日、安全センターは第二回総会を開催し、八二年度方針を決定する予定となっている。八一年三月七日の第一回総会は、センターの組織再編という観点から画期的な重要性を持っていたが、今回の総会は、労働運動の混迷という我々にとっては極めて困難な状況にあって、どんな道筋を歩むのが厳しく問われるものになるであろう。

労働運動の中で労災職業病闘争の占めるウエイトは従来決して重いとはいえず、運動の第一級の課題として位置付けられることは極めてまれであったと言える。しかし、労働戦線統一の論議に象徴されるように、労働運動が日本の平和運動、民主主義運動、社会主義を求める運動の基盤であることが根本から動揺しつつあり、雇用確保のためには軍艦でも大砲でも作る。自らの企業が競争力をつけるためにはどんな合理化にも協力するというようなことが職場で進行している時、労働運動がそれとは無関係に革新的であり続けることは不可能に近いことである。自らの

生命と健康を守るということはその意味ではなし崩し的に進んでいく職場における労働者の権利はく奪に對する最後の歯どめとも言うことができる。日本労働者安全センター発足時のスローガンでもある「労働力は売っても生命や健康までは売らない」ということが現在こそより具体的に職場の問題として見直されねばならないのではないだろうか。労災職業病闘争は労働者一人一人を大切にす、人間の都合を重視するといふ闘いであり、労働運動の第一級の

課題として、今後どうしても押し上げていく努力が必要であると痛感する。

第二回総会にあたり、センター運営協議会は五つの重点方針の提案を確認している。第一には、組織拡大と機関誌の大幅増加である。安全センターの主体的力量の増大と影響力拡大を一定のスピードで遂行していくことは現時点では最も重要である。第二には、安全センター地域連絡所の設置の問題である。地域拠点を増やし、これまで労災闘争とは縁のうすかった活動家も含め、地域的な行動力を高めることを重視したものである。第三には、専門家グループの組織化問題である。南労会松浦診療

所を中心として、これまで多くの交流会等が組織されているが、安全センターとしてもこれら医療関係はもちろんのこと、法律関係、その他の分野においても精力的な組織化活動を行うことを確認している。第四には、全国的な連帯強化であり、昨年十一月に発足した全国労災職業病連絡会の一翼を積極的に担うというのがその主な内容である。そして、第五には、主に大手企業における少数派の闘いへの支援強化の問題である。安全衛生闘争を通じた横の連絡体制強化や共同闘争の組織化などを追求したい。

以上五つの重点方針を中心に第二回総会を開催するが、我々はもう観念的な次元で労災闘争がどういう意味をもっているかというようなことを論議している時ではないと考えている。どれだけの実践と、どれだけ成果を収めていくのか、そして、その結果として、組織をどう拡大充実にさせていくのかに論議を集中させていかねばならない。安全センター運動から常任事務局の請負運動的色彩を一掃し、より広範な労働者と革新的専門家の共同事業として発展させていかねばならない。会員、賛助会員は言うに及ばず、多くの支援者、団体の協力を得て、第二回総会を成功させるべく頑張る決意であります。各位の御協力を期待します。

関西労働者安全センター 第二回総会

記念講演 後藤正規氏(四国勤労病院院長)

3月20日(土) 一時～四時半

(大阪環状線荻原橋下車五分)
部落解放センター六階ホール

職場の安全衛生を考える

(オ7回)

林兼産業

合理化、組合分裂攻撃の最中で

合理化攻撃と
組合つぶし

近代的設備で衛生的に大量生産される、現代人にとって重要なタンパク源。前回(ブリマハム)に続いて今

回もハム・ソーセージのメーカーを取り上げる。

林兼産業は、^(注)の魚肉ハム・ソーセージ、配合飼料、キリシマハムのブランド名で販売される畜肉ハム・ソーセージを生産販売する食品加工の大手メーカーである。昭和十六年に設立され、下関市に本社を、大阪、都城に工場を有し、鹿児島から東京に至る地域に二〇カ所の営業所を設置し、資本金は四四億五五〇〇万で、従業員総数は約一五〇〇名。

組合は一九五五年に結成され、以降、御用組合としての道を歩み、女子組合員の定年を四五歳にそろえたり、職務給制度を組合で検討するなど、増々その姿勢は強まった。そうした中、七〇春闘で婦人労働者を中心とした執行部突き上げが高まり、それに対する配転、職場がえ等、資本による弾圧から、闘う組合作りへの気運が高まっていった。

七二年からは林兼産業労組として、闘う組合作りが始まり、以後、賃上げはもちろんのこと、女子五五歳定

年等々、数々の権利を勝ち取っていった。

しかし、組合に押され続けの会社は、対抗策として七八年八月、職能資格給の賃合体系を打ち出す。もちろん組合は突き返すが、七九秋闘での新賃金体系問題で会社側がいったん合意した決定を破り、それをめぐっての闘いが始まる。団交、スト、三・六拒否(残業拒否)が続く中で、会社の組合つぶし政策がひそかに進められ、八〇年五月十日、分裂組合の結成に至る。これについては、本社のある山口県地労委での闘いが続けられている。

こうした一連の組合への攻撃は、他メーカーの例にもれず、徹底した減量、合理化の方針から出ており、業界での競争にうち勝つためには、労働者の利益などいぢいぢかまっていられるかという姿勢がにじみ出ていると言えよう。

地労委尋問で 災害多発が明らか

大阪工場は社員約二〇〇名で、分
裂攻撃に加え大阪支部にも様々な攻

撃がかけられている。今福支部長が
主任を務める包装場に会社は新たに
人員を配置することによって仕事を
取り上げようとし、また考課査定で
第一組合員全員に一律C評価（A→
E五段階）にされるといふ問題がお
こっている。

大阪工場は、二〇〇名の正社員以
外に多数の労働者が働いている。そ
もそも食品加工という業種は、多く
の企業がかなりの労働力を下請、パ
ート、臨時工でまかなっており、安
く使いすてることによって利益を上
げてきた。しかも職場は本工労働者
と同じでありながら、ほとんど無権
利の状態におかれ、パート労働者は
有給休暇すら取れないというのが現
状である。つまり労基法違反がまか

り通っているのである。

これらの問題に関して、去年六月
二五日に大阪支部は団交を申し入れ
たが、会社は正当な理由なく拒否の
対応をとっている。その後、支部は
大阪地労委に提訴し、闘いが続いて
いる。

こうした資本の対応は安全問題に
ついては同様である。下請労働者の
場合、同じ職場で働いていても、安
全教育について会社は責任を持つが、
ケガをすれば下請会社の責任となり、
林兼資本は知らぬ存ぜぬを決めこむ。
もちろん企業内補償はない。

刀物を扱うことや、コンベアライ
ンの稼動から指や腕の切傷、切断等
の災害が多い。また、衛生面から作
業場は薄暗く、加えて油を扱ってい
ることから床はツルツルの状態で転
倒事故も多い。大阪地労委の今年一
月二七日の尋問記録を見ると、
申立人側代理人Ⅰ：…十二月にも
十位という形になっていますが、
これも大きな事故があったと思う
んですが、この十二月の事故とい

うのは、スライサーという機械で、
男の方が右手第二指を切断したと、
こういう事故だったでしょう。

総務課長Ⅰはい。だと思えます。

代理人Ⅰそうですね。

課長Ⅰはい。そういう事故がござい
ました。

代理人Ⅰこれは、二カ月後にこうい
う事故が起こっておるんですが、
次に五五年。あなたの方の五号証
の一によると、それから一、二カ
月という形で、一、二月と月をは
さんでだけで三カ月後に、またこ
れ十一位になっていますね。この
五五年の三月の事故というのは、
クリーンルームの床で足をすべら
せて転倒して、パートの女性の方
が入院したと、こういう事故だっ
たんじゃないですか。

課長Ⅰそうですね。

代理人Ⅰそれから五カ月後の五五年
八月に、これまた十位ということ
になっていますね。この事故とい
うのは、真空包装機で左手の親指
を切断した、こういう事故ですね。

課長一はい。

代理人一左手の親指を切断した。これも大変な事故だったと思うんですけどね、それからその後、この表によると、五六年の三月、七

カ月後ですが、五六年の三月に、これまた十二位という形になっておるんですが、これは、ソーセージの包装機で、左手第二指を切断した。これはパートの、臨時の女性の方でした。そういう事故がありましたね。

課長一はい。

代理人一それから、ここに載ってますが、五六年のことだからよく記憶されていると思うんですが、

この後で、これ三月ですから、五カ月たった八月に、転倒して腰部を、背中の骨を折って一カ月以上入院したという方がありますね。

課長一はい。クリーンルームでそういう事故がございました。

代理人一そうですね。それから九月の段階に、パートの女性の人が、右手の中指を切断して、入院した

と、こういう事故がありましたね。去年の九月ですから、まだなまなましく記憶されていると思うんです。そういうのがありましたな。

課長一はい。

代理人一いま、ずっと事実に基づいてお聞きしたんですが、あなた先ほど、かなり優秀だと自負しているというようにおっしゃったけども、一つの企業で、先ほど私が言いましたように、五五年の十二月に——まあ十月にもあったですが、十二月に指を切断した。それが三カ月後に足をすべらせて入院した。そして五カ月後に、今度は

左手の親指を切断した。そしてさらに、七カ月後に、今度は左手の第二指を切断した。それからまた五カ月後に、転倒して背骨を折った。それからまた一カ月後に右手の中指を切断した。ずいぶん指の切断事故とか転倒する事故が、普通の会社から見て考えられんほどたくさんあるんですね。

私はびっくりしたんですけれども、

これは事実に基づいてお聞きしておるんですが、こういう事故がたくさんあるのに、あなたは優秀だというように思われておるわけですか。

この尋問で会社は、大阪西労基署管内の化学食品等事業所十二社の毎日の災害件数を比べた表をもつて一位の月が多いことを自画自賛しているのだが、一件おれば十位、二件おれば最下位と確率的にも何ら意味を持たない一位である。しかも休業を要する大きな災害は年に数回おこっているのである。

合理化攻撃と 安全衛生

七億三五〇〇万もの経常利益をあげながら、九州・都城工場で、一〇〇名に及ぶ、首切り、配転の合理化案を提案する林兼資本は、今後もなりふりかまわぬ攻撃を労働者に加え

てくることが予想される。そしてそのうした攻撃は必ず、コストダウン生産性向上という資本にとって最も全うな理由を持ってやってくる。またオートメーション設備の新規導入など様々な方策によってなされる合理化は、コンベアラインの労働そのものに目が向き始めているのである。その中で安全衛生問題を組合の側から取り上げ労働内容を問題としていくことは、合理化と闘う貴重な土台となりうるのではないだろうか。分裂下での争議中であるにもかかわらず、大阪工場の組合事務所はいつも笑い声につつまれている。資本の理不尽な弾圧の下で原則的な闘いが買かれていくかぎり、必ず再び大きな団結の力がよみがえることだろう。

岩佐訴訟

亦4回法廷せまる……

注目される日本原電の反論

岩佐訴訟控訴審第四回法廷が三月八日大阪高裁で行われ、被告一日本原電からの反論準備書面が提出される予定である。同支援する会では、これから証人調べ等、裁判の展開にそって支援運動を拡大強化していくために、三月二日には判決批判拡大学習会を開催し、当日には集会を予定している。また、当日へ向けての街頭情宣を京阪神各都市で行うなど多彩な活動を計画している。

日本原電の反論は、敦賀原発事故と関連が無いことなど一般論として

の反論に加え、被告も予想しなかった判決のデタラメな判断について、どう弁護するのか、また地裁法廷で完膚なきまでに論破された土屋鑑定についてどう持ち出すかなど、今後の法廷を占う上で興味深い内容となりそうである。今後、支援する会では、こうした法廷内容を大衆化させることに力をそそぎ、更に岩佐訴訟を軸として、原発労働者にとって火急の問題である被曝問題をめぐる労働者側からの対策を進めていく必要があるだろう。

3.8 岩佐訴訟の勝利をめぐり大集会

於、中え島野音

才四回法廷(P.M.1:00高裁三三号)終了後

前線から

大阪府

腰痛(椎間板ヘルニア)の労災認定

問題のこる認定の理由付け(阿倍野署)

・全金太平制作支部

二月初旬、大阪河倍野労基署は、全金太平製作支部の小原氏の腰痛症(軽度の椎間板ヘルニアを併発)につき、業務上の災害として認定を行った。

二月初旬、度か激痛に見舞われ、七九

年六月に「椎間板ヘルニア」主張し、職場アンケート調査を受け、休業に至つたものである。組合及び安

間板にも変化が出たものと

と診断を受け、休業に至つた。また松浦診療所健診部でそのまともに行つたりして、その肉付け

については腰部への慢性的疲労が主原因であり、無理を続けたために悪化させ、椎間板にも変化が出たものと

「業務上」との結論を下したものの、北海道出張時にギックリ腰を起したという事実のみを採用、他の圧倒的大きい部分については、これを認めないという形をとっており、極めて問題が残る形となった。

小原氏は設計労働者であるが、七七、七八年の経営危機の中で先頭に立って再建問題にとりくみ、現場応援、出張の連続等が重なり、過労状態になり、腰痛症に被災した。その後、無理を

大阪中央

安全センター、旗びらき 50名の参加で盛大に開催

一月二十二日、安全センターは大阪市西区にある全通会館において、八二年旗びらきをめぐって十分と運動の重要性を認識し、安全センターの活動を援助して

田美氏は「これまで党として労災職業病問題に十分と運動の重要性を認識し、安全センターの活動を援助して

「労働統一がどうか」という議論に過大にふりまわされることなく、職場の安全衛生、労災闘争を目一杯やりぬこう、広範な未組織労働者にも目を向け、地域活動を強化して来年の旗びらきまでには組織の二倍拡大を」と訴えた。

北大阪

中谷氏の死は労災だ 連日数十名で淀川署行動

・全通大阪日通支部

全通大阪日通支部が昨年八月以来とりくみを進めてきてゐる中谷氏の謎卒中死亡労災認定闘争はいよいよ大詰め段階を迎えている。組合側はこれまで所轄の淀川労基署に対し、中谷氏が従事してきた郵便物集収業務につき、勤務の不規則性、過重性など様々な角度から資料、意見書を提出してきた。またその後の調査でも死亡当日に交通事故寸前のヒヤリ事故があったことや、同氏が倒れる直前に入った風呂場の設備上の問題も明らかとなつてきている。これらの事実を踏まえ、全

定を要求してきた。しかし、署側の姿勢は現在に至つてもあいまいな点が多く、全通では二月下旬に数波の連日大衆行動を決定し、労基署の早期認定を求める構えを見せている。また安全センターでも第五回運営協同で同闘争を重点支援することを確認している。

に当局が実施した脛肩腕の健診においては、心理的、精神的な要素が過大に導入された結果、被災者の体質や気のもち方のようなことが主たる原因とされ、実態とはかけ離れたものとなり、むしろ運動を妨害するような結果さえもたらしてきている。現在、第二回目の健診の中で、第一次アンケートに続いて、第二次検診をどうするかの問題で、従来通りを主張する当局側と組合推薦の医療機関を主張する支部とが対立しているが、今回の学習会における論議の一つの軸であった。

北大阪

1.27 大阪市聴民生局支部で 保母の職業病学習会を開催

一月二六、二七日の両日

にわたり、大阪市職労民生局支部主催の基礎講座が大阪桜宮リバーサイドホテルにおいて行われ、二日目の保母分科会において職業病闘争についての講演が企画

され、安全センターから事務局長榎本が講師として参加した。市職民生局支部では、保母の「頸肩腕障害問題」につき数年前より取りくみを進めてきているが、以前

講師は安全センターの立場で「心理テスト重視は頸腕心因論の柱であり、労働組合の運動に対する障害になる」との見解を示したが、今後の支部の運動に期待したい。

西大阪

組合員の脳卒中

労災申請へ向け準備進む

全金ニッコー金属支部

全金ニッコー金属支部（大阪市西淀川区）は、同支部組合員であり、昨年十二月二八日脳卒中で倒れた平野氏の問題につき、労働災害としての取りくみをすることを決定し、本格的な調査に入った。災害発生直後より組合は労災扱いするよう会社に申し入れていたが、会社側は同氏の高血圧症などの既往歴を理由としてこれを拒否した。しかし交渉の結果、申請の手続きについては協力することを約束させた。

支部、全金大阪地本、安全センターで、現場調査、

の生産負荷が急激に増大していること、更には有機溶剤等を日常的にかなり吸引していた事実が明らかになってきた。組合、安全センターは、これらの事実に基づき、会社側との交渉を強めると同時に、近日中にも西野田労基署に正式に労災申請することが確認されている。

安全センターを主体とする運営委員会に改組すること、及び事務局を設置し、その機能を強めることが確認された。また懸案となっていた労災闘争の全国機関誌の発行については、今年五月から年四回のペースで行うことを決め、名称は「全国労災職業病」となった。同連絡会は発足時の最重要課題として、各地に安全センターを作っていくことを確認しているが、この観点から今後の全国集会の開催、重点闘争の設定、プロジェクトチームの編成などを計画していくことが討論されている。

西大阪

全国労災職業病連絡会

……才一回運営委……

「全国労災職業病」定期刊行達

二月二〇、二一日の両日にわたり、大阪港区の松浦診療所において、全国労災職業病連絡会（職業病認定問題に関する全国連絡会議）とする世話人会から、地域

の第一回役員会が開催され、今後の運営の大枠について確認が行われた。まず、全国労職連の役員体制については従来の専門家を主体とする世話人会から、地域

西大臨

松原脳卒中労災

会社上積み交渉

七五〇万で解決

昨年十二月西野田労基署
において労災認定された松
原重男氏（脳卒中）の問題
につき、朝鮮総連西支部、

氏にとつてはかなり厳しい
状況であった。交渉は昨年
十二月より数回にわたつて

始まった松原労災闘争はち
ようど一年で解決となつた
が、労働能力百％喪失が確

おこなわれ、損害賠償を主
張する我々と賠償とは考え
ていないとする会社の主張
とは最後まで平行線をたど
ったが、結局名目にこだわ
らない形での解決になつた。
昨年二月の発病直後から
前進と総括できると思われ
る。

此花労働者センター、安全
センターの三者は、会社（
浪速通運）に対し、労災上
積補償を要求して交渉を続
けてきたが、このほど退職
を条件に七五〇万円を上積
みすることと結着がついた。

松原氏は労災認定された
ことにより、賃金百％補償
を獲得し当面の生活のメド
はたつた。しかし、企業内
組合と会社の間にはそれ以
外の補償協定は一切ないた
め、職場復帰が絶望的な同

一月二十二日、大阪にお
いて総評主催の労基則三十
五条問題検討会が開かれた。
これは、七八年三月、職業

病の認定基準を決める労基
則三十五条が改正された際
に「三年毎の見直し」にな
っていったのにも関わらず、
労働側としてとりくみ方がで
きていないため、総評推薦

の専門家を中心に積極的
にとりくむための意志統一を
はかるためにもたれたもの
であった。当日は、労働側
の現状と問題点が青山、
原氏から出され、参加した
医師からは具体的なマンガ
ン中毒、クロム障害の認定
要件についての意見と委員

北大臨

1/22 労基則三五条問題

検討会開かる

「三年みなおし」を全労仲者の方で

推薦で見直し専門家会議に
参加している岡大の青山氏、
関西医大の原氏、名大の竹
内氏が出席し、その他東京
大阪、神戸の医師、研究者
等二十名近くが参加した。
会議は総評労働対策局長
田口氏の司会で進められ、
現在開かれていた専門家会

せせせ

に對する要望が出された。 相談しながらとりくむ ②

二時間以上に及ぶ討論の後、四月に開かれる産業衛生学
司会の田口氏より①労働側 会で総評が呼びかけて研究
として専門家会議の民主的 者の集りをもつことがま
運営を実現させていくこと、めとして出され、全員の了
認定要件の見直しの問題を 承のもとに会議を終了した。



南大鳴

1/30に31回全国労働者討論集会

第八分科会で 労災斗争を論議

一月三(一)、三一日の両日 が開催され、全国から約一
にわたって、大阪部落解放 五(〇)名が参加し、労働運
センター及び解放会館にて 動の混迷突破に向け熱の入
第六三全国労働者討論集会 った討論が続けられた。

三〇日夜から三一日午前 っている労組からの報告は、

中につけ分科会討論に入っ 労災闘争が労働運動の中に
たが、第八分科会は「私た 正しく位置付けられるとき
ちはいのちとからだを守る 組織強化、運動強化に大き
一資本による健康破壊を許 な役割を果たすことが明らか
さない」というテーマで開 にされた感がある。参加者
催され、約八〇名が参加し の関係で地域安全センター
た。助言者である北摂地区 からの報告が少なく、全国
評労職対の豊田氏より「労 労働連の問題などについて
災闘争はすぐれて階級的闘 はあまり論議にならなかつ
いであり、右翼労働統一に たことや、針灸治療制限問
対決していく質をもったも 題、振動病問題など現在労
の」という基調提案を受け 働省が進めている反動攻撃
た後、参加者からの報告、 との闘いなどが十分論議さ
討論に入った。全港湾や国 れなかつたことがやや物足
労新幹線のように労災問題 りない感も残った。

を運動の第一線に置いて闘

一月の新聞記事から

- 一・三 北炭夕張炭鉱内で遺体収容作業中、作業員 一・十四 昨年七月、大阪チタニウム製造会社(尼崎
鉱車にはさまれ死亡
- 一・六 大阪北港に停泊中の廃棄物排出船から出火、 船長ら二人焼死
- 一・十一 大阪の砂利船、神奈川沖で転覆一人死亡
- 一・十六 トラックに積んでいた材木が荷崩れを起こ
し対向車を直撃、運転していた会社員死亡

一・十七

四天王寺境内で家具店店員が首つり自殺
健康がすぐれず、昨年末より経営不振に
陥り人員整理の対象となり悩んでいた

一・二七

七七年の米軍フアントム戦闘機墜落事故で
闘病生活を続けていた林和枝さん死亡
路赤十字病院で酸素吸入テントが焼け患
者死亡

一・十九

尼崎にある銘板会社が排出基準の十五倍の
鉛や四倍の六価クロムを含んだ廃水をたれ
流していたことが判明

一・二八

水俣病におかされ関西に移住した元漁民ら
四〇人がチソン、国、熊本県を相手取り、
「関西水俣病訴訟」を大阪地裁に起こすこ
とを決める——県外移住者で初めて

一・二二

木津川大橋拡張工事現場で作業員が地上九
メートルの足場から落ち重体(京都)

一・二九

国鉄天王寺駅で満員電車が車止めに激突、
乗客五六人負傷

一・二六

カネミ油症事件(六六年)の控訴審判決で福
岡高裁は一審(一年半の実刑)を支持し会社
側の控訴を棄却

暴走死の保険請求敗訴——死亡した暴走族の
父親が保険金の支払いを求めていた訴訟で
大阪地裁は父親の請求を棄却

健診部だより

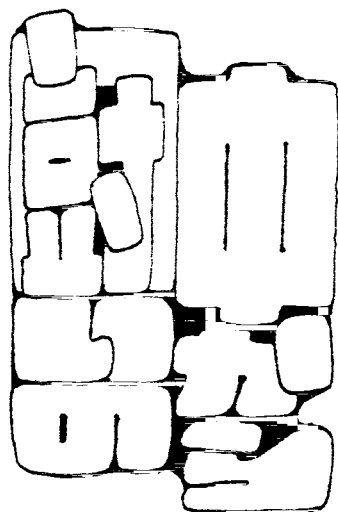
健診の最近の取り組みで、全港腕
米運分会と自治労摂津市職が始って
いる。米運分会一五〇名では昨年よ
り定期健康診断—健康管理の一貫し
た取り組みを、松浦診療所で行うこ
ととし、今年度は成人病健診も重点

運動器障害の臨床的分析
を
を行い、今後の職業病闘争—日常的
な健康管理体制を確立する目標をた
てている。分会安全委員の精力的な
取り組みを中心に、二月—四月の健
診を進めている。

を
取り組む予定である。代替要員確
保協定の組合の成果の上に、(昨年
度は時間内通院保障)健診後、通院
者が増加し、被災者自身の団結、自
主的な活動も開始され、今回の健診
は更に健診後の要注意者の定期的観
察の取り組みの方向が追求されてい
る。

を置き、肝機能、血糖等血液検査の
導入を行った。運動器障害では「港
湾病研究会」での頸椎、腰椎の骨変
化の分析成果を踏まえ、今年度は米

摂津市職では昨年、保母、保育所
調理員の腰痛、頸肩腕障害健診に今
年度は、学校給食調理員と庁舎内キ
ーパンチャーを追加し、約一五〇名



重要な初動での対応

労災認定闘争を終えて

日本放送労働組合関西支部書記長 三好勝徳

一、はじめに

足かけ三年の長い闘争が終ったいま、すっきりした気持ちでいる。

七九年の夏、きのうまで元気で働いていた職場の仲間が突然、脳出血で死亡。しかし、労災は認められなかった。

たたかいは認定基準の問題や労働行政の厚い壁への不安が交錯する中で始まった。私たちにとっては初めての体験で、判例や専門書をかき集め、出稼ぎ労働者大会の労災問題分科会にも参加したり、五里霧中の中で手さぐりの取り組みが続いた。たたかいの目標は、労災認定を勝ち取ること、働く者のために公正な審査の場を確保することであった。遺族と職場の同僚や分会員が一体となって、手づくりの意見書で反論し、総評・地協そして労災の専門家や医師とも連携し、勝利をめざした。

八一年十月二十一日、認定の壁は厚く労災審査請求は棄却された。決

定書では、私たちが強く主張した新しい争点(注1)についての判断も示されなかった。しかし、棄却決定の後も労働基準局とは二週間に及ぶ執拗な団体交渉を続け、ついに非公開の審査制度の中で行政から異例な補強メモ(注2)を勝ち取った。労災認定は勝ち取れなかったが、私たちがたたかい切ったという実感を持っている。

取り組みの体験をもとに反省・教訓、今後の課題について報告したい。

(注1) 編集業務の緊張感とストレスをはじめ、高校野球に先がけて行われた大津での総合体育祭での労働過重と疲労の蓄積が死因で複合的なものである、との主張。

(注2) 大津総体での労働過重は認められるが、認定基準としては認められない、という審査官の見解。

二、経緯

七九年八月二十二日午前六時五十五分、大阪放送第二分会、野呂和弘さん(大阪報道部フィルム編集)が脳出血で死亡した。享年三八歳。夏の高校野球決勝戦の編集・送出したのち深夜帰宅、就寝後であった。

二カ月後、遺族(妻・子二人)は大阪中央労基署へ労災申請、労基署は協会、野呂夫人、同僚へ事情聴取したのち、翌八〇年三月二十七日、労基署は「業務との因果関係は認められな」として労災補償の不支給を決定した。

八〇年五月七日、遺族は職場同僚の激励もあって、上級の大阪労働基準局へ原処分を取り消しと認定を求める審査請求をした。この間、支部は安全衛生委員会と協会に状況説明を求めたり、帰宅後の死亡であるが、業務との関連を重視する立場から協会の資料提出などその対応と結果を注視した。

通常、審査請求の判断は労働者災害補償審査官が行い、使用者側と労働側それぞれ二名づつで構成される。

八〇年十月二十九日、大阪労基局参与会が開催され、大阪総評選出の参与・片本氏から「見通しは暗い」という連絡を受けた。支部は引き延ばしを依頼、参与会では大阪総評の片本氏の「さらに専門医の意見を聞く」という主張で結論は延ばされた。このような状況の厳しい認定闘争は支部として初めての体験で、労災申請の仕組みから反論の仕方、それに支援の関係者までほとんどわからなかった。そこで支部は総評・東地協(新田豊作議長)、それに関西労働者安全センターと連携をとりながら参与会での内容と今後の取り組みを検討した。その結果、参与会の審査は被災者、業務の実態について十分知らない医師の医証に基いて行われ、労働側委員が一名欠席のまま開かれたことなど、公正な審査の場とは言えないことが明らかになった。支部

は今後、①野呂さんの認定を勝ち取ること、②公正な審査の場の確保、の二点をめざすことにした。

まず、支部が報道職場の組合員の協力で、業務と死因の新しい争点と新たな医証を集約するために業務実態の再調査をした。争点は分会員の証言や手づくりの資料をもとに専門家、遺族と十数回の検討会で練り上げられた。八一年一月二十一日、新たに編集業務の緊張感、ストレス、そして高校野球に先がけての大津総体での労働過重と疲労の蓄積などを盛り込んだ意見書を労基局に提出し、「脳卒中発症の基本要因は複合的なもの」と主張した。労基局交渉を重ねる一方では、三カ月にわたって組織内外で署名運動(合計五六六六件)や組織内カンパ活動にも取り組みながら、認定へむけて支部・分会と支援の関係者との意思結集をはかって行った。

三、教訓と課題

八一年七月六日の労基局交渉では、原処分に反論する医証を提出し「今日までのわれわれの主張をふまえ、一番の判断にこだわらない審査」を要求した。審査官からは「原処分段階とは違った資料でこれをもとに判断する」との答えを得て決定を待った。

八一年十月二十一日、審査請求は棄却された。支部は直ちに、分会、総評・東地協、関西労働者安全センターと連携をとって決定書内容の検討に入った。決定書ではわれわれが意見書で主張した争点について無視されていることが判明し、労基局へ「審査官からの説明と決定文書の書き換え」を要求した。労基局は「要求を受ける理由も書き換える事も出来ない」とこれを拒否。しかし、何回も交渉を重ねた。十月二十八日、三

〇日の交渉では、日放労働章をつけ二五名の交渉団が「審査官の審査段階でわれわれの意見を述べる場がない。だからわれわれの意見書での主張点についてすべて審査官の判断を

示すべきだ」と要求をし、最後に大阪労基局次長を出席させて審査官の補強メモを取りつけた。

一方では、今後（中央審査会への申請）についての対応を検討した。専門家や医師は「やはり現行の認定基準や判例から脳卒中の認定はむずかしい。また中央審査会の審査開始まで平均二カ月の空白があり、組織運動として持続させるのは困難」という意見であった。十二月八日の支部執では、中央段階の取り組みは多額の経費も要るし、認定はとれなかったがやりつくしたと判断。遺族、関係者それに分会長会議に経過を報告し、申請を取りやめた。

十二月十七日には再度、大阪労基局に交渉の場を設定させ、「審査官による非公開審査、書面審査のみの局医審査、参与会のもち方などの検討・改善」を申し入れ、労基局が「慎重に行うよう、審査官会議に報告する」との答えを得て三年にわたる闘争に終止符を打った。

たたかい切ったものの反省点もある

り、これを今後に向けての教訓として生かして行きたい。

まず、一番（労働基準監督署）段階の重要性である。現行審査の実態は経緯で報告したように、個人の労働条件など事情の知らない行政の託医の医証に基づいて審査される。特に最近の傾向では、医学的に確認できない場合、すべて業務外にされると言われ、参与会での審査も膨大な資料のために内容は十分に検討されない。また、今回のような脳出血のケースは寒冷地ではほとんど認められないというほど、認定基準そのものが厳しいもので一番の決定を覆すのはむずかしい。

たたかいを振り返れば、初動のしっかりした対応がなく、協会まで安全衛生委員会などの場で協会に対して業務との関連を指摘するにとどまった。



認定を勝ち取るためには、一番で現場の同僚の証言や遺族の証言をぶっつけ反論する周到な準備が必要であった。

次に課題である。高齢化が進む一方で労働のストレスや精神疲労が増して行くという一般的傾向の中で、労災問題は今や賃金改善と同様に生活を守るため、われわれにとっては

重要な課題の一つである。

今回知り得た知識は、貴重なものであったが、まだ不十分である。今回の経験を契機に一層幅広く、深いものとしておかねばならない。また、学習会を通して組織全体にも深め不慮の事故に備える必要がある。

世の中、「国民にもっと我慢させろ」という方針のもとに、行財政改

革がすすむにつれて、労災認定もますます厳しい状況に置かれる。

今回、果せなかつた「公正な審査の場の確保」を追い続け、これからも労働行政と対決し、状況を切り拓いていくために地域と連帯した幅広い活動が必要である。

「年末カンパのお礼」

先月号におきまして、八一年年末カンパの昨年十二月末段階での中間集計を報告しましたが、一月に入っても各方面からカンパを寄せていただき、最終的な集計は左記の通りになりました。

皆様から寄せられたあたたかい御支援、御厚意に対し厚く御礼申し上げます。八二年労災職業病闘争―「自らの生命と健康を守る闘い」

を、全国の闘う仲間と団結し、更なる発展・強化をめざし奮闘努力する決意であります。

本当にありがとうございます。今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

※八一年末カンパ最終集計

一、二七六、九八二円

南大阪労働フィールド 合宿報告集

B5版 48p-シ 300円
千200円

発行：'81南大阪労働フィールド合宿
実行委員会

安全センターでとりあつかいます。

初戦の勝利をバネに

更に闘いを進めよう!

変化した

労働省の対応

針灸治療制限反対闘争は第二段階に入った。

労働省は、針灸業界との保険協定を機に、針灸治療を健保並みに制限し実施していこうと画策した。当初予定の十月協定化が反対闘争の力で延期になっていたが、治療制限の先取りともいえる事務連絡四九号を地方局に通知し実質化をねらうなど、何が何でも行政権限で治療制限の実施をはかろうと策動していた。しかし、今年二月以降の労働省の見解は「現在、針灸治療の医学的効果については専門家に検討してもらっており、それがまとまった段階で通達を作成して実施していきたい」というように変化してきている。治療制限を実施するために、何が何でも健保

準拠だという考えから、反対運動に對抗するために専門家の意見を取り入れた医学的見解を根拠にして通達を出す方向に変わってきている。

このような労働省の対応の変化をもたらしたことは、被災者団体を先頭とした反対闘争の成果であり、大きな要因として次の三点が考えられる。

一つは、労働省が主張してきた「従来も健保準拠として実施してきた」という建前が実体と全く違うことがはっきりしたことである。二月十日の全国協との交渉の中で、針灸治療を三年以上続けている人は全国で千人弱、一般医療との併用をうけている人は全体の八割、十二・十三の地方局で健保準拠という基準をはみ出ているという実態が労働省の調査でも判明したと発言しており、労働省としても建前と実態がかけはなれていることを認めざるをえなくなっている。

二つめは、治療制限の先取りをねらった事務連絡四九号が地方局にあ

まり浸透していかないことである。高知労基局が同内容の通達を県下医療機関に出し、労働組合、被災者から猛烈な反対にあり、局通達を凍結するという事態をひきおこしたことは他の地方局にも知れわたり、一月に開かれた全国労災課長会議でも治療制限の実施には消極的な発言が多かつたということである。

三つめとして、反対闘争が増々拡大してきていることである。反対運動は、地方では東京、神奈川、大阪、高知と県評を中心とした基準局交渉がもたれるに至っており、中央においては総評中央の労働省交渉でもとり上げられるなど、被災者だけでなく、労働組合の問題ともなっている。また、針灸業界の一つである日針会が顧問議員団を通して労働省と交渉をもつなど、業界内でも不満と反対の声が出されてきている。さらには、今年になって全国協以外の被災者団体からも反対の声が上がり、労働省に対する要請行動が行なわれている。

現実の治療実態 をふまえた 攻勢的闘いを

このような要因によって、労働省として治療制限を実施するには、行政権限による強硬姿勢のみでは不充分であり、反対の声をある程度納得させる理屈—医学的装いをこらした理屈が必要であると判断し、専門家からの意見聴取をしているのではなにかと思われる。二月十七日の東京地評との交渉で明らかになった内容では、労働省は十人の臨床医（公立病院七人、私立二人、労災病院一人整形外科、神経内科、麻醉科）から昨年末より意見聴取を始めており、一通り意見聴取は終わっているのとこのことであった。今後は、再度意見を聞きながら労働省としての考えを作成していく方針であるが、時期としては年度末（三月末）にはこだわらず

にやっけていきたいということであった。

十人の専門家とはいえ、労働省が選出した医者である限り、健康保険を基準にした労働省の意向に異を唱える者はほとんどいないだろうし、出てくる結論も自ずと明らかである。労働省としては、医学的装いをこらした内容で通達を作成し、反対運動を押しつぶそうとしているのである。

このような労働省の方針転換に対して、治療制限反対を叫ぶのみの闘いでは決定的に不十分である。治療をうける被災者の立場から、治療する針灸師、医師の立場から労災職業病に対する針灸治療をどのような内容にしていくのかという現実の治療実態をふまえた理論をつくりあげ、それをもつて労働省の理屈に対決していくことが緊急に必要とされている。第一段階での闘いの勝利をバネに、針灸治療に対する我々の側の理論を早急につくりあげ、労働省に対しより攻勢的に闘いを展開していく。

昭和50年10月29日
第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

2月号（通巻第94号）昭和57年2月20日発行

（毎月一回20日発行）

表紙写真／安全センター'82年旗びらき（7ページ参照）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28